

生活保護引き下げ違憲訴訟と現代の貧困

小久保哲郎弁護士・生活保護問題対策
全国会議事務局長

『貧乏物語』刊行100年記念という講演会でお話をさせていただく機会を与えていただきましてありがとうございます。この会の総会は毎年法然院で催されているとお聞きをいたしました。私たち生活保護問題対策全国会議」も毎月幹事会を開いているのですが、代表は尾藤廣喜さんという京都の弁護士は、法然院の管主さんとも親しいということで、年に一度だけ法然院で会議を開かせて頂いております。法然院のお庭を見ながら、殺伐とした社会でも心安らぐ中で話し合いをさせて頂いております。その後、河上肇先生のお墓にみんなで御参りをして、哲学の道を歩いて、湯豆腐を食べて帰ることは年に一度の楽しみです。た

だ、実は私も貧乏の問題をずっとやってきましたけれども、恥ずかしながら河上先生の『貧乏物語』を今回初めて読みました。

まず最初に、なぜ私が貧困問題に関わるようになったか、お話をさせていただきます。私は1995年に大阪弁護士会に弁護士登録をいたしました。1997年頃ですが、大阪の街はホームレスの人が溢れかえっていました。統計上では6600人とされていましたが、実際にはその3倍の2万人くらいのホームレスの人がいるといわれていました。こうしたホームレスの人たちというのは、明らかに貧困な状態ですから、本来であれば生活保護が適用されて然るべきだと思われるのですが、その当時はホームレスの人は生活保護が受けられないということになっていました。

ホームレスの人が生活保護の申請に役所に行

きますと、家を確保してから来なさい」と言われて追い返されていました。路上で行き倒れになりますと、救急搬送されて病院に入れられる。そして病院で治療を受けて良くなると退院するわけですが、また路上生活に戻ります。そうするとまた体が悪くなつて入院ということを繰り返していました。当時、大阪市内で年間200人ぐらい、大阪府下でも400人ぐらいのホームレスの人が路上死していると言われていました。

こうした中で、釜ヶ崎のある支援団体の人たちが支援して、路上で行き倒れているおばあちゃんが病院に入院しました。そのおばあちゃんが退院することになって、昔のようにアパートで暮らしたいと言って、支援団体の人と一緒に役所へ生活保護申請に行きました。生活保護には「居宅保護の原則」というのがありますので、野宿生活から脱出しようと生活保護を利用する時でも、入院中

に生活保護を利用する時でも、居住先や退院先は、本来は居宅・アパートなどであるべきです。しかも、生活保護には申請権というものがあるので、病院での入院保護からアパートでの居宅保護に変更申請という書類を書いて役所に持って行つたわけですが、役所が「私たちが扱うのは施設か病院だけでこの書類は受け取れません」と言いました。これは、アパート転居に当たり、敷金・礼金などの初期費用を抑制しようとしているだけです。

支援者の人が「それは分かっているけれども、とりあえず受け取ってもらって却下なら却下という判断をしてくれたらいいですよ」と言いますと、受け取れない」という押し問答になりました。最後に支援者の人が「それじゃ置いていきます」と言いますと、役所の人は「どうしても置いていくのであれば落し物として扱いますよ」と言った

というのです。

私が弁護士になって数年目のことでしたから、役所がそんなことを言うというとは信じられなくて、そんなことが本当にあったのですか」とお聞きしますと、実は録音をしているのです」と言っていて聞かせてもらいますと、まさにその通りでした。これはひどいということで、私は友人の弁護士と一緒に役所に対して抗議の内容証明付きの郵便を送りました。それまでの私の経験では、役所にそういう書面を送りますとすぐに担当者から電話がかかってきて、何か行き違いがあったようで」といった説明があるわけですが、今回の場合、なかなかそういう対応がなかったので、こちらから電話で聞きますと、何か来ていましたね」といった返事でした。それにはびっくりしましたが、弁護士が2人でそういう内容証明付きの郵便を出しても、そういう対応であるということ

であれば、ホームレスの人たちが窓口に行くと虫けらのように扱われると支援者の人が言っていたのも本当だろうと思いました。

それで私自身は生活保護の問題に関わるのは初めてでしたけれども、こんな無法地帯があるのかということで抜けられなくなってしまったということでした。その後、私は毎日のように電話で抗議をしたところ、上司が役所の本庁に相談したようで、本庁でこうした問題に対するチームが出来て対応がされて、そのおばあちゃんは病院からアパートに移る第1号ということになりました。

その後、病院からアパートへという道が開かれまして、さらに野宿から直接居宅保護を求めて、佐藤訴訟」という裁判をいたしました。佐藤さんという方が、施設入所では難聴であるのでコミュニケーションが保証されないということで居宅保護を求めたのですが、認められず施設入所の

決定が出ました。そこで施設入所決定の取り消しを求めて訴訟を起こして、これも最後には勝ちまして、路上生活の人が敷金を出してもらってアパートで生活保護を受けるという道が確立されていくということになりました。

私はその後2007年に、この生活保護問題対策全国会議を立ち上げました。今年で10周年になるわけですが、この『天間らしく生きる権利を求めてジェットコースターの10年間』という本を出しました。今日も受付で販売しております。まさにジェットコースターのような、大変な10年間でした。前半の5年間は、追い風といってもいい5年間でした。2007年の7月に北九州市で「おにぎり食いたい」という日記を残して餓死した方の事件がマスコミを賑わしましたけれども、私たちは福祉事務所長を刑事告発するなど、様々

な運動を致しました。即座に9月に、労働省が生活保護辞退を強要しない」という通達を出すなどの改善が見られました。2007年の10月には、生活保護基準引き下げの動きがあり、当時は舛添厚生労働大臣でしたが、運動をした結果、年末には引き下げが見送りになりました。

さらに2008年末には「年越し派遣村」がありまして、翌年、民主党に政権が交代をして、一旦廃止された母子加算・老齢加算のうち母子加算が2009年末に復活されました。前半の5年間はこういうことがありました。

ところが後半の5年間は逆風の5年間でした。2012年の春に、人気お笑いタレントのお母さんが生活保護を受けているということで大変なバッシングが起きました。これは不正受給ではないわけですが、けしからんということ、これを片山さつき議員などが中心になってバツ

シングを煽りました。このバッシングをした片山議員とか世耕弘成議員とかは、当時設立された自民党の中の「生活保護問題のプロジェクトチーム」の世耕議員が座長で片山議員が中心メンバーであつたわけですが、一定の政策的な意図を持ってバッシングを煽つたと私たちは思っています。

その年の年末に総選挙がありまして、自民党は、生活保護の支給水準を10%引き下げる」という選挙公約を出しました。そして翌2013年の1月に発表された次年度の予算案では、大幅な生活保護基準の引き下げが決められました。まず90億円は「生活保護基準部会」という社会保障審議会の中の部会の検討を「一応は踏まえた削減案でした。これはある程度は我々も予測をしていたのですが、ところがこの部会では全く検証されていなかった。物価下落「デフレ」を考慮して削減」というのが580億円、総額で670億円の引き下げの8割

を占めました。平均6.5%、最大10%の引き下げで、これは自民党の生活保護の給付水準を10%引き下げます」という公約を具体化したものだといひたちは理解をしています。生活保護を受けている96%の世帯が削減されるという前代未聞の削減がされました。

それまでの生活保護基準というのは、基本的に上がってきておりまして、途中から据え置かれて、2回だけ削減されたことがあるのですが、それは0.4%、0.2%といった小幅な削減でした。しかし突然こうした大幅な削減がなされたわけです。その中身ですが、まず最初、基準部会の検証を「一応踏まえた削減が計上されました。この時の国会審議会について、北海道新聞の本田良一記者がスクープ記事を出したのですが、基準部会が出した数値を厚生労働省が、勝手に半分にしていたということがわかりました。これが当時、厚労省が世耕議員

に示したという資料ですが、ここには $1/2$ にする」ということが書かれています。これが基準部会の検証の結果なのですが、高齢単身世帯については7万3千円のを7万7千円に引き上げる。高齢者夫婦の世帯では10万6千円を10万8千円に引き上げるという内容でした。つまりこの間、母子加算は復活しましたが、老齡加算は削減されたままなのですが、引き下げ過ぎたということ、第1十分位という一番低所得層と比較しても高齢世帯の生活保護基準はこれぐらい低かったです。基準部会の数値を $1/2$ にするというところで下げる世帯を $1/2$ にするというのは良いのですが、上がる世帯についても数値を $1/2$ にしたわけです。その上に物価下落を考慮したということで、高齢単身世帯の保護基準は結局7万1千円ということで2千円下がりました。

もうひとつの「デフレを考慮した削減」というのは、「この間デフレで物価が下がっているのと同じお金でたくさん物が買えることになった。だから基準を引き下げでもいいんだ」ということなのですが、そもそも、この間生活保護の基準については物価を考慮したことは一度もなかったわけです。

特に問題なのが総合物価指数です。一般の物価指数はこの間平2008年から2011年にかけて2.35%下がっています。ところが、厚労省が独自に作成した「生活保護相当CPI」（消費者物価指数）では4.78%も物価が下がったとされ、物価下落によって生活保護世帯は一般家庭の2倍以上の恩恵を受けている」というありえない数値になっています。

この問題では日銀担当をしていたこともある中日新聞の白井康彦記者が精力的に取材をして

いて、本『生活保護削減のための物価偽装を糾す——ここまでするのか！厚生省』も出しています
が、厚生労働省がありえない数字を使って物価偽装をしたと言うことです。

これが生活扶助基準の引き下げですが、それにとどまりません。その後、2015年の7月に住宅扶助が引き下げになります。それから冬になりますと暖房が加算されますが、これも引き下げられました。住宅扶助基準の引き下げの具体例では例えば大阪で2人世帯で5万5千円が4万7千円と8千円も減額になりました。冬季加算については、特に寒冷地の下げ幅が大きくて寒冷地では2割近く削減されています。日本女子大学の岩田正美先生は基準部会長代理ですが、厚生労働省が全体でこれだけ削減するようという枠がまずあって、その中で削減の動きが出ているのだと思います。完全に経済財政政策の中で議論をし

ているわけですよ」と雑誌『世界』2015年5月号で述べています。

さらにひどいことには、もうここまで下げたのだからこれ以上はないだろうと思っていたのですが、2018年度基準見直しに向けて生活保護基準部会が再開をされておりまして、そこでは検討課題として、有子世帯・子供のいる世帯への加算の検証が挙げられています。先ほど述べたとおり、一旦廃止されたものの、民主党政権の下で復活をされた母子加算を再度廃止・削減するという動きがあり、来年度予算での危険性が高いと思われるます。

それから生活保護は都会では高くて地方では低いという級地区分のあり方の検討がされています。例えば大阪でいいですよ、Ⅰ級地のⅠ」ということで一番高いのですが、これをⅠ級地のⅡ」に引き下げるといふことも検討されていま

す。

こういうことで生活保護については最近特にバッシング・引き下げの話ばかりなのですが、尾藤弁護士と言葉によると、前代未聞のこうした削減に対しては前代未聞の抵抗運動を起こすべきだ」ということで、当事者も立ち上がっています。

現在全国29都道府県で950名を超える原告が、生活保護基準引き下げ違憲訴訟に立ち上がっています。私たちはこの裁判を「のちのとりで裁判」と呼んでおります。生活保護は命の砦でありこの砦を守るための裁判だ」ということで、全国アクション」という団体を結成して運動を始めています。ホームページもありますのでご覧いただければと思います。

この裁判をめぐるって、私たち弁護士が今頭を悩ましていと言いますか、みんなで議論をしてい

ることがあるのですが、裁判所に対して基準引き下げによる被害をどのように理解し訴えるかということですよ。

これまで私たちは先ほどのホームレスの方の例でありますとか、本来生活保護を受けることができるのに窓口ではねつけられ受けられない、あるいは保護が必要であるにも関わらず一方的に打ち切られる、といったまさに0か100かの世界で、まさしく生きるか死ぬかといった形の事件を裁判に訴えて行くことが多かったのです。

そういたしますと、生活保護を受けられない人の生活といったことは誰が見ても悲惨ですし、事実を普通に訴えればそういった被害というのは裁判官にも分かるわけです。ただ今回の引き下げというのは、人によれば月千円の減額で、結構お金のある例えば月50万円の収入のある人から見ると月千円の減額というのは大したことじゃな

いのではないかと言われかねません。しかし、月10万円の生活保護費の中の千円の減額というのは大きいですし、それが積み重なっていくとボデイブローのような被害が生まれてくるわけです。ただし生きるか死ぬかというような分かりやすさはないわけです。これがどういう被害なのかというのをわかりやすく訴えることが課題になってきています。

先ほどの佐賀先生のお話にもありましたけれども、河上肇先生の『貧乏物語』を読みますと、大間にとって大切なものは身体 ボディ、頭脳 マインド、精神 スピリット)の3つである。人間にとって理想的な生活とは、これら3つを健全に保ち育んでいくことに他ならない。そのためのお金が足りない人は本当はみな貧乏人と呼ぶべきだ」ということです。これは、相対的貧困観、あるいは最近言われている「社会的排除配慮」論

を見越して、これが本当は貧乏の本質なんだ、という考え方に立っているのだと思います。

ホームレスの人の裁判のように「生きるか死ぬか」という例は、肉体的生存を維持するかどうかという観点だけから貧困を把握する「絶対的貧困観」に立っても貧困であることを理解してもらえます。しかし、今回の引き下げ裁判については、相対的貧困観、あるいは社会的排除配慮論に立って、どのように訴えるかということが課題になってきています。

それで私達は、全国の原告にアンケートを取りました。このもともになったのが厚生労働省が2010年にやった「一般世帯と生活保護世帯の生活実態調査」です。これを見ると一般世帯と生活保護世帯との生活水準の格差が分かります。それと全く同じ質問項目で私たちは2015年にアンケートを取りました。原告のうち604人から生活実

態調査を行うことができました。厚生労働省の調査でも1000人程度のサンプル数ということなので、同じ項目で600人のデータというのはかなり正確だと思うのです。そのことによって2010年と2015年の生活保護世帯における格差がわかります。

山田壮幸志四郎さんという研究者の方に分析をお願いして出てきた結果をここでご紹介をさせていただきます。まず「新鮮な食材、食材で調理をしているか」という調査項目ですが、一番左が2010年の一般世帯です。真ん中が2010年の生活保護世帯。一番右が2015年の生活保護世帯原告アンケートの結果です。

これを見ますと2010年の段階でも一般世帯と生活保護世帯では格差がありました。2015年では更に悪くなったということです。

次に栄養のバランスがとれた食事ということ

について、献立の種類を増やすように努力をしているか」という調査です。次は「年に1、2回以上外出着を購入しているか」という調査です。これを見ますと2010年から2015年にかけてかなり数値が悪化をしているということがわかります。ここで挙げている項目を見ますと、どちらかと言うと絶対的貧困に近いような項目になっているわけですが、2010年の一般世帯と2015年の生活保護世帯の割合は半分くらいになっていて、かなり劣悪な状態になっていると言えると思います。

次の調査項目はレジャーや社会参加についてのこの間の変化ですが、外食については、お正月のお祝い、次は街でショッピング、時々雑誌購入、という調査項目ではこのような結果になっています。これを見ますと生活保護世帯で2010年から2015年にかけて、大体2割前後悪化して

いるということがわかります。

これを見ますと、生活保護の人がこういうことをやって楽しむなんて贅沢であって許されないのではないかといった声があがってくるような気がします。しかし、これは一般世帯では8割9割の人たちが普通にやっていることです。つまり今の日本の社会の中で普通の暮らしの中で、8割の人がやっていることが、2015年に生活保護世帯の人たちには半分以上、1/3くらいしかできていない。それが人間らしい暮らしと言えるのかどうか。健康で文化的な生活」とは言えないのではないかと、と思います。

次は近隣・親類・親族とのお付き合いの調査ですが、プレゼントのやり取り、友人親戚に会いに行く、冠婚葬祭に出席をする、という項目での調査でも生活保護世帯は2010年から2015年までに2割近く減少していることがわかりま

す。先ほどの伍賀先生の話でも、貧乏が人々とのあいだにおける一切の関係を破壊しきる」というお話がありました。この調査はまさに人々との関係です。これも下手をすると、贅沢なことに見られかねないということなのですが、一般世帯で見れば8割9割の人たちが普通にやっていることです。例えばプレゼントのやり取りでは一般世帯では8割くらいですが、生活保護世帯では2010年が31%、2015年になりますと10%になっていきます。友人親戚に会いに行くのも、生活保護の世帯では半分以上になっていきます。冠婚葬祭についてはよく高齢者の方からお聞きするのですが、香典が出せないなのでお葬式に行けない、あるいはシングルマザーの方からも遠方にいる友人の結婚式に呼ばれて行きたかったけれども、電車賃が出せないから行けない。こうしたことが一番辛いことだと皆さんおっしゃって

おられます。こうした人付き合いが一般の世帯に比べて大幅に制約されるということが、人が社会の中で生きていく上では、大変な悲しみあるいは苦しみではないかと思えます。

さらに回数や頻度だけでなく、質も低下をしているということが言えます。保護費が減額されて困ったこと、節約するようになったことは何ですか」という自由記載の項目の回答では、毎日漬物ばかり食べている。肉はほとんど食べられない。米を節約するためおかゆを食べるようになった。下着は縫い直して使う。衣類は公団のバザーのみ風呂にお湯を張るのは冬だけ、一週間は交換せず毎日同じ湯に浸かる」といった声が大変多いわけです。

これを見ますと一応は食べてはいるので死にはしない。けれども生活の質はどうなのか。一応服は着ていますし靴も履いています。そういう意

味ではアフリカの貧困な子供達が靴を履かず裸足で歩いているのとは違うわけですが、しかし生活の質はどうなのかということです。

それから趣味、生きがいの剥奪」ということに対する記述ですが、趣味の囲碁ができない。碁会所へ行けなくなった。わずかな楽しみだった銭湯とカレー屋に行けなくなった。世話になった姉の葬式に行けなかった。安い電報しか打てずちゃんと供養できなかった。子供に卒園式の服を買ってやれなかった、情けない。外出するとお金がかかるのでいつも家にいる」。交際がなくなり家に引きこもりがちになるわけです。

よく生活保護の人がお酒を飲んでいる」ととかパチンコをしている」と言ったような非難がありますけれども、こういう状況の中で関係が孤立化して、そして孤独を紛らわすためにアルコール依存、ギャンブル依存になってしまう方が多いと

いうこともご理解をいただければと思います。

最後になりますが、去年の8月にNHKのニュース特集で、女子高生が自身の貧困の苦しさを訴えたことがあります。50万円が工面できず、希望のデザイン系専門学校に進学できなかった。家にクーラーがない。パソコンが買えないから親は1000円のキーボードを与えた。といったことが報道されたわけです。これに対してバッシングする人たちが、この高校生がやっているツイッターを検索し、好きな映画を何回も見に行っている」7800円のコンサートチケットを買っている」好きな漫画の関連グッズを買っている」と言ったことを見つけ出して、貧乏じゃないじゃないか」ということで非常なバッシングが起きたわけです。そこでまた自民党の片山さつき議員が出てきてNHKに説明を求めた。これに対してNHKは、典型的な貧困を説明するつもりはなかった」と答へ、

これがとても問題になりました。これも絶対的貧困観、食うや食わずの本当に何もできない、そういうものだけが貧困だということに囚われているとこういうことになってしまいうわけです。希望の専門学校に行けないということ自体が、この高校生の成長の発展を阻害しているわけです。

100年前に河上先生が、大間にとって大切なものは、身体・頭脳・精神であり、そのためお金が足りない人は皆貧乏人だ。」と書いていますが、それにまだ到達をできていないのが今の日本の状況ではなかるうかと思っています。

今回生活保護の当事者が900名以上立ち上がりました。このバッシングの中で声を上げる、立ち上がるということは、非常に勇気がいることです。が、それだけにしっかりした方が多いです。自分の思いをきちんと訴えられる方も多いので、こうした原告の声を社会に届けることを一つのバネ

に、100年前に河上先生がおっしゃったあるべき貧困観に近づいていけるようにと取り組みをしていきたいと思っております。

最期に、これは大阪の生活保護基準引き下げ違憲訴訟原告団の横断幕です。引き下げは受給者だけの問題ちゃうで」土台が沈めばみんなが沈む」と訴えていて、森岡先生にも代表を務めていただいております。

この絵の中で登場するキャラクターは、みかん・おかん・やかん・熱燗」で「アカンオールスターズ」です。ぜひこの裁判にも関心をもってご支援をいただけるとありがたいです。